

# 道路損傷復旧費の未納債権に対する滞納処分について

勝木 直子

三重河川国道事務所 経理課（〒514-8502 三重県津市広明町297）

道路利用者の損傷事故によって、道路施設等の復旧費用が発生した場合、道路管理者は原因者にその費用を請求し、支払に応じない者に対しては督促を行っている。しかし、督促を行っても支払がなされずに時効を迎える債権が散見されており、平成20年度には会計検査院からも是正措置が求められた。現在は、その対策として、国税滞納処分の例に従って徴収する行政処分（以下「滞納処分」という。）を各事務所、路政課、会計課で連携し試行的に実施している。当事務所の滞納処分事例を紹介しながら、今後の課題について考察する。

キーワード：道路損傷、未納債権、滞納処分、強制徴収

## 1. 道路損傷復旧費の未納債権について

### (1) 概要と過去の対応状況

道路利用者が道路施設等を損傷した場合、道路管理者は、迅速に復旧するために損傷原因者に代わって復旧工事を施工する。そして原因者に対して、復旧工事に要した費用の負担命令をする。（道路法58条第1項）

この負担命令により、国には費用を請求する権利（債権）が発生することになるため、道路管理者は歳入徴収官に対して債権発生を通知する。（債権管理法第12条）これにより歳入徴収官は調査確認帳簿記載し（債権管理法第11条）、原因者に対し納入告知書を発行する。

この段階で期限内（納入告知日から20日）に納付がなされなかった場合、原因者に対し電話・訪問等で「督促」を行う。（道路法73条1項、歳入徴収官事務規定第21号）

それでも未納の場合、納入告知書の納付期限から原則50日以内には「督促状」を発行する。（債権管理法第13条第2項）「督促状」記載の納付期限（発行日の翌日から30日以内）経過後は延滞金（年率10.75%）も発生する。

それでも支払がなされない時は、道路法第73条3項により、「国税滞納処分の例に従って徴収することができる。」と定められており、その優先順位は、「国税及び地方税に次ぐもの」とされている。

しかしながら、平成25年度まではほとんど実施されておらず、電話・手紙・臨戸督促等が未納債権に対する手段であった。強制力をもたないこれらの手段では納付に

つながらず、時効（最初の納入告知の納付期限翌日から5年目）を迎えて「不納欠損」という結果となる債権も多かった。

中部地方整備局管内において、不納欠損となった道路損傷債権は、平成26年度は17件・2,748千円、H27年度は24件・3,590千円で、道路損傷債権全体の約2%である。割合としては小さいように見えるが、毎年発生していることを考えると、決して少ない額とは言えない。

### (2) 会計検査院の是正要求

平成20年度には、道路損傷債権の管理方法が適切に行われていないとして、会計検査院から国土交通省に対して是正措置を図るよう求められた。主な内容は、①「督促状による適時適切な実施の徹底」、②「破産手続きに伴う債権の申し出に関する実施要領等の整備」、③「滞納処分の実施方法や手続きに関する体制整備」である。

上記の要求を受け、平成22年3月15日付けで①・②、同年3月31日付けで③の内、「実施方法や手続き」に対応する事務連絡が発出された。当該事務連絡は「滞納処分マニュアル」といえるものであり、これを基に滞納処分の「体制整備」の検討に入っていくこととなった。

### (3) 道路損傷債権の特徴

道路損傷債権については、再三督促をおこなっても未納状態のものが少なくない。そのような債権に対しては、(1)でも記載したように、道路法第73条第3項に「国税滞納処分の例に従って徴収することができる」と定められ

ており、自力執行権を有している。

「道路占用料の未納」であれば、占用許可の取消、物件撤去の指導、場合によっては行政代執行という手段をとることもできる。

しかし道路損傷債権の場合、そのような方法はとれないため、原因者に対しての対抗手段が「滞納処分による強制徴収のみ」である。

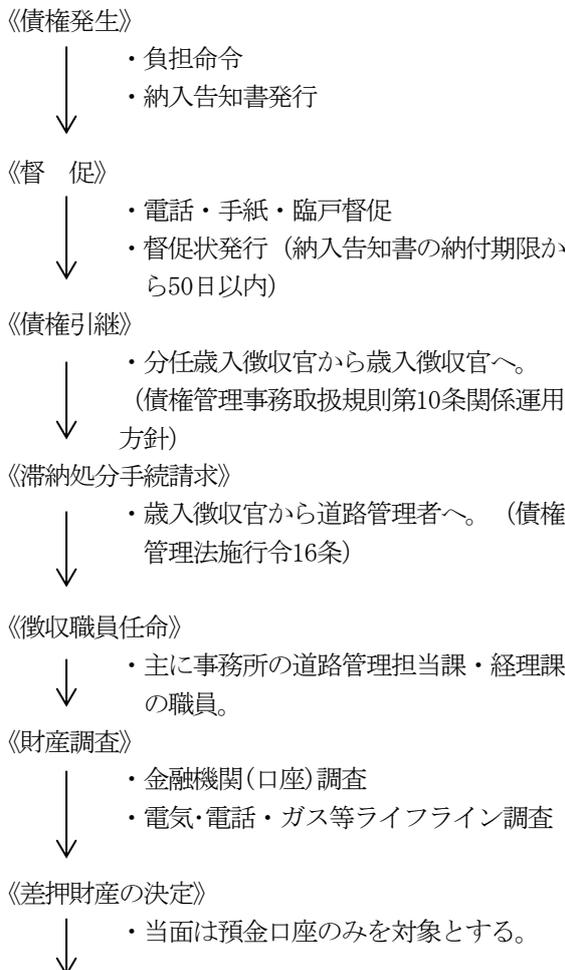
原因者が納付をしない理由は様々であるが、上記特徴を踏まえると、滞納処分による強制徴収は、未納債権徴収の手段の一つとして、これから重要視していくべきものといえるのではないだろうか。

## 2. 滞納処分による強制徴収の主な流れ

国税滞納処分の手続きについては「国税徴収法」に定められている。一般の債権と異なり、裁判所等を介さずに自ら差し押さえ、強制徴収出来るという、強力な権力を発動できる手続きである。

従って、その処分や手続きに対して訴えを提起されることも予想されるため、執行にあたっては慎重に資する必要がある。

H26～H28年度までに実施した、滞納処分による強制徴収の流れは下記のとおりである。



《差押実施》

- ・金融機関へ赴き、債権差押通知書を発行。
- ・債務者本人に対し、差押調書謄本を発送。

《充 当》

- ・配当金計算書を作成し、滞納者へ送付。
- ・差し押さえた保管金を歳入へ納入

\*H29年度以降は、事務所で財産調査した後に、本官へ債権引継するよう手続きが改訂されている。しかし、H26～H28年度までの当事務所の事例を紹介するため、当時の手続きを記載したものである。

## 3. 三重河川国道事務所の事例紹介

### (1) 三重河川国道事務所における道路損傷債権の状況

表1 道路損傷債権の発生状況

年度	発生件数	金額(円)
H25	181	32,588,225
H26	160	39,522,942
H27	171	32,332,205

表2 「表1」の内、一度も納付の無い債権

年度	件数	金額(円)
H25	4	167,669
H26	5	653,708
H27	6	967,576

(平成29年3月31日現在)

表2のような債権は、不納欠損に至る可能性の高い債権といえる。

また、分納中も含めた道路損傷の未納債権は、平成29年3月末日時点で53件となっている。

### (2) 平成26年度の滞納処分事例

当事務所では、平成26年度に2件の滞納処分を試行した。これは、中部地方整備局で滞納処分の手続きの体制整備を検討してから初めての事例である。

#### a) 対象案件の抽出

50件以上有る未納債権の中から、①時効期限間近、②債権金額が大きいもの、③過去からの対応が悪質であるもの、の3点を基準に下記の対象案件を抽出した。

(案件1)

債務者：A氏

債権金額：115,745円

概要：平成22年3月事故、同年6月納入告知書を送付。未納状態が続き、こちらからの督促等にも一切応じなかった。

(案件2)

債務者：B氏

債権金額：1,430,534円

概要：平成22年8月事故、平成23年3月納入告知書を送付。当初は分納の意志を示していたが、納付は無かった。

上記2件いずれも、電話督促10回以上、文書督促10回程度、臨戸督促は5回行っているが応答が無かった。

## b) 強制徴収実施までの経緯

平成26年12月 歳入徴収官へ債権引継。

平成27年1月 道路管理者へ滞納処分手続き請求。

平成27年2月 財産調査開始。電気・電話関係、金融機関。金融機関は地元の地方銀行・信用金庫・ゆうちょ、都市銀行の支店（債務者居住地近隣の支店）等。

平成27年3月 調査結果を受け、案件1についてのみ、預金が判明。差押預金債権を決定。

平成27年3月27日 案件1について、差し押さえを実施。朝9時に金融機関へ入店し、差押通知書を発行。

この時おこなった作業の中で最も大変だったのは財産調査である。根拠法令を記載した照会文書や回答用紙は定められていたが、その送付先をどうするか（本店・支店どちらで受け付けるか等、銀行や会社によって違うため。）事前に電話で確認する必要があった。問い合わせ先は20社以上にのぼり、スムーズに理解・回答して頂けないこともあったため、当初想定していたよりも時間がかかった。（平成28年度、それまでの実績を基に各会社・銀行の財産調査問い合わせ窓口一覧が道路管理者にて作成されたため、現在は作業軽減されている。）

## c) 実施結果

(案件1)

滞納額分を徴収可能な程度の本人名義の預金が確認出来たため、上記の通り差し押さえを実施し、債権金額と延滞金を合わせた169,553円の充当を完了した。

本人からの不服申し立てなどは無かった。

(案件2)

本人名義の預金額が少なかったため、差し押さえを実施できなかった。債権金額程度の預金が確認出来た段階で差し押さえる計画だったが、預金額が至らず、平成28年4月、時効を迎え不納欠損として処理された。

## (3) 平成27年度の滞納処分事例

平成27年10月、「滞納処分打合せ会議」において、滞納処分の試行方針が本局より示された。各事務所で試行

し、ノウハウの蓄積・問題点の整理を行うこと、平成30年度からは、定形作業化し、スピードアップしていくことなどがその内容である。

### a) 対象案件の抽出

平成27年度も、滞納処分の試行案件として2件抽出した。

(案件3)

債務者：C氏

債権金額：80,866円

概要：平成22年8月事故、平成23年3月納入告知書を送付。電話を切られる、全く電話に出ない等、こちらからの督促等に応じなかった。

(案件4)

債務者：D氏

債権金額：15,183円

概要：平成23年8月事故、平成24年1月納入告知書を送付。本人は不在であるとして、家族が対応している。本人からの連絡は無く、少額にもかかわらず支払が無い。

2件とも少額ではあるが、電話に出ない、家族に話しても折り返しの連絡がないこと、時効まで1年を切っていることから、対象案件とした。

## b) 経緯

平成28年1月 歳入徴収官へ債権引継。道路管理者へ滞納処分手続き請求。

平成28年3月 金融機関・電話会社に対し財産調査開始。（案件3：金融機関25社、電話会社3社、案件4：金融機関22社。電話番号不明のため、電話会社調査せず。）

平成28年3月 調査結果判明。

(案件3)

口座残高が少額のため、差し押さえが実施できず、平成28年4月、時効を迎えた。

(案件4)

口座残高は少ないが、生命保険会社が毎月引き落としている口座が見つかった。

## c) 生命保険の差押

案件4について、上記の通り、生命保険会社が引き落としを行っている口座の存在が判明したため、この件についての対応窓口を調べ、平成28年11月、D氏の保険状況照会を行った。

上記生命保険は「利率変動型積立保険」で、引き落とされている金額は、債務者が契約している他の保険に充当されていること、当該積立保険には「解約返戻金」があることが確認できた。

滞納処分については「試行段階」であり、当面は預金口座のみ対象にすることが原則である。しかし貯蓄性の積み立て保険であり、「預金」と同一視しても良いとの判断もあり、「生命保険の解約返戻金」を差し押さえる方向へ動くこととなった。

また、道路管理者より保険会社へ問い合わせ、「解約返戻金」を差し押さえた場合に解約されるのは当該積立保険のみであること、契約解除の効力は差押調書提出後、別途解約請求をおこなってから1ヶ月後になること（保険法60条）、納入方法は「徴収担当個人名」宛の「ゆうちょ払出証書」の交付になることなどが分かった。

平成28年12月、差し押さえを実行する前の最後の警告として、文書督促を行った。支払が無いと差し押さえが実施される旨を強調して明記し、「レッドカード」として赤色の紙を使う等工夫したが、D氏からの連絡は無かった。

平成29年1月4日、生保会社へ差押通知書を発送。同月10日、D氏に対し差押調書謄本と保険解約予告書を「配達証明」で発送。「1月30日までに支払が無い場合は、保険を解約し、解約返戻金を滞納している負担金に充てる」旨明記した。時効は2月2日に迫っていた。

平成29年1月25日、D氏からの連絡が無いため、臨戸督促を実施した。D氏は在宅していたが風邪を理由に会うことを拒み、母親が応対。差押調書謄本等については、郵便受けに入ったまま開封されていなかった。差押等について説明したところ、ようやく状況を理解し、分納ならば払えるということで、その場で「支払確約書」を記載、押印して頂いた。国土交通省が差し押さえまで行うということに驚いている様子であった。

そして平成29年3月、無事全額納付が確認出来たため、生命保険の解約返戻金の差押を解除した。これまで、再三にわたる督促でも納付に至らなかったが、差し押さえることによって、自主納付による全額納付に結びついたのである。

#### (4) 平成28年度の滞納処分事例(継続中)

##### a) 対象案件の抽出

(案件5)

債務者：E氏

債権金額：197,021円

概要：平成22年3月事故、平成22年6月納入告知書を送付。分納を希望し2万円だけ支払うがその後未納。

(案件6)

債務者：F氏

債権金額：154,554円

概要：平成19年8月事故、平成21年6月納入告知書を送付。分納を希望し債務確認書も記載したが、全く支払っていない。本人となかなか連絡がとれず、家族が応対することが多い。

##### b) 結果

いずれの案件も口座残高が少額であった。

児童手当や給与が振り込まれていると推測できる口座はあるが、即日引き出されている状況。給与の差し押さえについては、国税徴収法第76条にて規定されている金

額を控除した額(税金・保険相当額、生活に最低限必要な額等)しか差し押さえできない。今後の対応は今年度引き続き検討していく。

## 4. 滞納処分の効果と今後の課題

### (1) 滞納処分の効果について

平成26～28年度にかけて当事務所が実施した6つの案件の内、1件については差し押さえした口座から充当完了、1件については差し押さえたことにより、原因者自ら納付するという結果となった。

また、実施前には「激しく抵抗されるのでは？」と懸念していたが、そのような事も無かった。

これまでの電話・文書督促・臨戸督促では全く状況が好転しなかったことを考えると、滞納処分による強制徴収は効果的な方法であったと言えるのではないだろうか。

口座残高が少ないために差し押さえが実施できなかった4案件についても、財産調査することによってその事実が明らかになったことには意味があったと考える。

### (2) 今後の課題

今後の滞納処分について、本局においては「各事務所で試行件数を増やし、平成30年度からは定形作業化し、スピードアップしていくこと」を方針としている。この方針と今回の当事務所の事例から、滞納処分による強制徴収の課題を考察した。

#### a) 通常の督促の強化

2.の冒頭でも述べたように、滞納処分は強力な権力を発動できる手続きである。それだけに、手紙・電話・臨戸督促、適切な督促状発行等、前段階の通常の督促をきちんと行うことは重要といえる。「不作為」とみなされる期間があると、「連絡など無かった。」等、滞納者から抵抗される可能性もあるし、徴収職員も毅然として対応することが難しくなる。

また通常の督促を行う中で、滞納者が真に生活困窮者(無職・生活保護受給等)か否か把握できることもある。特に臨戸督促を行うと、滞納者の生活状況が垣間見えるというメリットもある。

#### b) 組織としての取り組み

損傷原因者との対応は、事故直後から負担命令までは道路管理担当部署、納入告知書発行後は経理部署で行われる。そして滞納処分を行う際の徴収職員は、通常道路管理担当課と経理課の職員が任命される。

各段階において、両部署で損傷原因者とのやりとりをきちんと記録に残しておき、情報共有をはかっていくことが重要である。普段から心がけることにより、滞納処分を実施するときも、スムーズに機能していくと考える。

また、再三の督促に応じない、支払に納得しない等、不誠実な損傷原因者との対応は精神的にも負担になるため、組織として負担が偏らないような体制をつくること

も必要である。

### c) 遠隔地に居住している債務者への対応

一度も納付の無い道路損傷債権に多いのが、事故後、債務者が北海道や東北、九州など遠隔地に引っ越してしまうケースである。自治体への照会により住所特定はできるが、時間と旅費のコストを考慮すると、手紙での督促しか実施できない状態となってしまう。

現行制度では難しいかもしれないが、他の地方整備局へ債権を引き継いで対応していく体制が整うと、前進する部分もあると思われる。

### d) 差押財産の対象拡大

現在は、滞納処分による強制徴収は「試行」であり、差押対象は「預金」のみとされている。「定形作業化」を目指す現段階は、差押対象をしぼることでノウハウの蓄積とスピーディーな対応が実現していくと思われる。しかし、平成22年3月に発出された事務連絡「滞納処分の実務」においても、動産・不動産等、預金以外の差押手続きの記載があり、今後視野に入ってくる時期が来るのではないだろうか。

## 5. まとめ

税金を滞納すると強制徴収されることは広く一般にも認知されているが、道路損傷債権においてはほとんど知られていない。案件4の「生命保険差し押さえ」を実施した際、滞納者の家族の「国土交通省も差し押さえをするんですね・・・。」と驚いていた言葉は印象的だった。今後、実績を重ねていって世間一般に認知されれば、損傷原因者に対して支払への意識を喚起することにつながるのではないかと。そして、道路が社会生活を支える重要な基盤であることを改めて認識して頂けるのでは、と考える。

そのためにも、4.(2)で挙げた課題の克服を念頭に、日頃から適切な債権管理を行い、滞納処分手続きについては、経験の蓄積と継承をおこなっていきたいと思う。